

令和2年度第2回愛知県医療審議会医療体制部会 議事録

- 開催日時 令和2年11月30日（月） 午後1時から午後2時30分まで
- 開催場所 アイリス愛知 2階 大会議室
- 出席委員
伊藤委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、岩月委員（一般社団法人愛知県薬剤師会会長）、加藤委員（愛知県公立病院会会長）、木村委員（一般社団法人愛知県医療法人協会会長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、丸山委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、三浦委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長）

定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会医療体制部会」を開催いたします。

開会にあたりまして、保健医療局の吉田局長から御挨拶を申し上げます。

●あいさつ

（愛知県保健医療局 吉田局長）

皆さんこんにちは。愛知県保健医療局長の吉田でございます。本日は大変お忙しい中、愛知県医療審議会医療体制部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから本県の保健医療行政に格別の御理解、御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

とりわけ新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様方それぞれの立場で大変な御協力をいただいております。特に医療機関の皆様におかれましては感染の危険性もある中御尽力いただいております。切に御礼を申し上げる次第でございます。新型コロナウイルス感染症の新規患者につきましては、ここ1、2週本県におきましても新規陽性患者が非常に増えておりまして、大変危惧しているところであります。本当に国難とも言える状況ではございますが、どうか関係者の皆様の御協力を賜りまして、なんとか乗り切っていきたいと考えております。

さて、この体制部会でございますが、医療法の規定に基づき設置している医療審議会の部会として設置されているものでございまして、本県の医療計画に関することを始め、医療提供体制の確保に関する重要な事項を御審議いただくことを目的としております。

本日の部会では、議題としまして3件、「有床診療所の病床整備計画」について、「愛知県地域保健医療計画中間見直しの素案」について、それから「医療介護総合確保促進法に基づく令和2年度県計画の策定及び令和元年度までの県計画の事後評

価」について御審議をいただきたいと考えております。

また、報告事項も3件ございますが、「地域医療構想推進委員会の取組」として、「公立・公的病院の役割の再検証」の御報告などをさせていただくものです。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

●出席者紹介・委員の紹介

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

本来であれば、ここで出席者のご紹介でございますが、時間の都合がございますので、本日お配りの「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきますと思います。

なお、一般社団法人 愛知県歯科医師会 会長の^{うちぼりのりやす}内堀典保委員、名古屋大学 医学部長の^{かどまつけんじ}門松健治委員、日本労働組合総連合会 愛知県連合会 会長の^{ささきたつや}佐々木龍也委員の3名におかれましては、所要により、本日はご欠席との連絡をいただいております。

●定数・資料の確認

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

次に、定足数でございますが、この審議会の委員数は11名で、定足数は過半数の6名でございます。

笹山委員につきましては、欠席の御連絡をいただいておりますが、本日到着が少し遅れているようでございまして、現在、7名の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日は傍聴者の方が4名いらっしゃいますので、よろしく願います。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

【次第「配付資料一覧」により資料確認】

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、審議会委員については、本年7月31日に任期満了となったため、8月1日付けで一斉に改選をされております。

議事の進行に先立ちまして、部会長の選出をお願いしたいと思います。部会長については、「医療法施行令」第5条の21の規定により、「部会長に属する委員の互選により定める」としてされており、どなたか御推薦はございますでしょうか。

(丸山委員)

今部会長をされておりますし、日頃から医療界に御尽力いただいております、現

在委員の柵木さんを是非お願いしたいと思いますので、推薦いたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

ありがとうございます。ただいま、柵木委員の御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

それでは、出席者の皆さまの総意といたしまして、部会長は愛知県医師会 会長の柵木様をお願いしたいと思います。

ここからは、部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

柵木様、どうぞ部会長席にお移りください。

(柵木部会長)

ただいま部会長に御推薦いただきました、愛知県医師会の柵木でございます。

前期に引き続いて会長を務めさせていただきます。今、御承知のように新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっているということで、皆様いろいろ忙しいでしょうし、またいろいろ対策等で時間をとられているところでございます。この会議もしっかりと議論いただいて、迅速かつ明確に会議を進めてまいりたいと思っております。皆様方の御尽力をお願い申し上げて、就任の挨拶とさせていただきます。

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、部会長が2名を指名することとなっております。

本日は、木村委員と丸山委員をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

【木村委員、丸山委員承諾】

●議題

(柵木部会長)

ありがとうございました。それでは本日の議題に入りたいと思います。それでは、議題(1)「有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」については、非公開となりますので、傍聴者の方は事務局の誘導に従い、退室をお願いします。議事終了まで、会場の外でお待ちください。

【傍聴者退室】

----- **【以下非公開】** -----

(柵木部会長)

議題1の審議が終了しましたので、議題の2から議事を公開とします。事務局は、傍聴者を入室させてください。

【傍聴者入室】

(柵木部会長)

それでは、議事(2)「愛知県地域保健医療計画の中間見直しの素案の決定」の協議に入りたいと思います。事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて、説明させていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

お手元の資料2-1をお願いします。資料の左上のところ、1、趣旨でございます。医療法第の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされております。本年は3年目にあたることから、医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行うものです。

2、今回の見直しのポイントです。見直しのポイントとして、3点掲げさせていただきます。1点目が、時点の修正でございます。中間見直しを実施することとしたことに伴う、各項目の時点修正を行っております。2点目として、外来医療計画及び医師確保計画の概要の追加でございます。昨年度に策定をしました、「愛知県外来医療計画」及び「愛知県医師確保計画」につきまして、地域保健医療計画の本体に、概要を追加するものでございます。今後は、医療計画の改定に合わせ、これらの計画についても見直しを実施してまいります。3点目として、他計画との整合性の確保等でございます。今年度に策定を予定しております、第8期の「愛知県高齢者健康福祉計画」等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き5疾病、5事業及び在宅医療等の取組を推進してまいります。その下の、アスタリスクのところでございますが、「基準病床数」については、国の指針で示される全国統一の算定方式に変更がないことから、今回の見直しでは、基準病床の見直しは実施しないこととしております。

次に3の策定期間等でございます。県計画は、国通知に基づきまして、令和3年度中に策定してまいります。中間見直し後の計画期間は、現行計画の最終年度にあたる令和5年度までといたします。各医療圏で策定する医療圏計画は、県計画から

半年遅れで策定作業を開始することにより、県計画の記載内容を反映し、県計画と同じく令和3年度中に策定してまいります。

資料の右側をお願いします。4、今後のスケジュールのうち、左側の県計画でございます。本日の体制部会でご審議いただいた後、2月に2回目の医療体制部会で、いただいたご意見を反映した試案をお示しし、その後3月に予定しています医療審議会を経て、年度明けの5月頃にパブリックコメントを実施してまいります。パブリックコメントを反映した最終案を8月に開催予定の医療体制部会にお諮りし、県計画として、ご承認をいただきたいと考えております。

表の右側、医療圏の計画ですが、半年遅れで議論を開始しまして、来年度の7月に原案を地域の会議で協議していただき、8月の医療体制部会にお諮りし、12月頃にパブリックコメントを行い、最終的には年度末3月の医療審議会において、県計画と合わせて決定、答申をいただきたいと存じます。

資料を1枚おめくりいただき、2-2ページをお願いします。地域保健医療計画の全体構成でございます。表の左側に医療計画の記載項目を目次として並べてございまして、その右側に、現行計画の主な見直し点、一番右側に関連事項として、主な個別計画と主な会議を記載しております。まず、上から6つ目のところ、第4章として、昨年度に策定した外来医療計画の概要版を、新たに追加しております。

次に中ほどのところ、第3部医療提供体制の整備、第2章機能を考慮した医療提供施設の整備目標、第2節脳卒中対策及び第3節心筋梗塞等の心血管疾患対策でございますが、今後の方策に、来年度に策定予定の循環器病対策推進計画を記載しております。

資料を1枚めくっていただきまして、2-3ページをお願いします。中ほどのところ、第9章保健医療従事者の確保対策の1項目に、昨年度に策定した医療確保計画の概要版を、新たにしております。

最後に、欄外の囲みのところに、現在、国の検討会で議論している事項を、参考として記載しております。1点目として、新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓に、新興・再興感染症の対応を医療計画に、どのように位置づけるかということ、2点目として、外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化として、外来機能報告の実施などの検討が行われております。

いずれも、現時点では検討中ということで、詳細が不明でありますので、今後、国の議論を注視しながら、一定の方針が示されれば、今回の中間見直しでの対応を検討してまいります。

次に、資料の2-2をお願いします。医療計画（中間見直し）目標値一覧でございます。項目ごとの目標値を新旧対照表として、整理をしたものでございます。

まず1枚目、2-4ページの下の方になりますが、第5節精神保健医療対策でござ

ございます。資料の右側の変更理由に記載のとおり、今年度策定予定の第6期障害福祉計画との整合を図るため、目標値を一部変更しております。従来は、地域移行に伴う基盤整備量を利用者数として目標値に設定しておりましたが、新たに、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を令和5年度末に316日以上とする目標値に置き換えるものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2-5ページをお願いします。上から4つ目のところ、第4章災害医療対策でございます。従来は、全ての災害拠点病院が、BCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定することを目標値としておりましたが、変更理由に記載のとおり、災害拠点病院のBCPマニュアルの策定は、国の設置要綱で必須要件となったため、新たに、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院以外の病院における業務継続計画（BCP）の策定率を、令和5年度末までに80%とする目標値に置き換えるものでございます。

次に、3つほど下になりますが、第7章へき地保健医療対策でございます。新たに、へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合を、令和5年度末までに100%とする目標値を追加するものでございます。

最後に、別冊のピンクのフラットファイルをお願いします。このファイルに、愛知県地域保健医療計画の素案と、新旧対照表をつづっております。いずれも、変更箇所については、網掛けにしております。

愛知県地域保健医療計画素案の17ページをお願いします。17ページから1枚めくって19ページにかけて、昨年度策定した外来医療計画の概要を追加してございます。

次に81ページをお願いします。第2節脳卒中対策の今後の方策に、愛知県循環器病対策推進計画を策定し、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進することを、新たに記載しております。

次に90ページでございます。第3節心筋梗塞等の心血管疾患対策の今後の方策に、脳卒中対策と同様に、愛知県循環器病対策推進計画を策定し、心筋梗塞等の心血管疾患対策を総合的かつ計画的に推進することを、新たに記載しております。

最後に204ページをお願いします。204ページから205ページにかけて、昨年度策定した医師確保計画の概要を追加してございます。

以上、簡単ではございますが、愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて御説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(柵木部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

6年間の地域保健医療計画の今年がちょうど半期の見直しということになっております。3年に1度見直すということですが、この2-1の資料で見直しというもの区切りがはっきりしない。3年に1度だからもう少しここでしっかり見直すなら見直すという区切りをしっかりとつけたほうがよさそうだけど、ズルズルと来年、再来年度に続いているというイメージで間違いはないですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

資料2-1の左一番下に記載しております厚生労働省通知が出ておりますけれども、本来であれば3年目の令和2年度中に計画の見直しをして4年目から見直し後の計画をスタートということでしたが、コロナの影響もございまして、今回の見直しは少し後ろ倒しにできるということで、見直し後の県計画の適用が令和4年度以降になったとしても差し支えないということですので、本県でも今年度から来年度にかけて見直しをして、見直し後の計画は令和4年度から令和5年度までの2年間というところでございます。

(柵木部会長)

見直し期間が1年間あとにずれたため、2022年の3月までというスケジュールになっているわけですね。見直し後の期間は22年度・23年度ということになると。見直しで冊子はまた作るのですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

新しく冊子を作らせていただきたいと考えております。

(柵木部会長)

2021年度で縮めて冊子を作るということですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

そういうことになります。

(柵木部会長)

そうすると、また2年後に作るということですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

そのとおりでございます。

(柵木部会長)

だいたい枠組みをそういうところで、今の事務局の説明に対して何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、この素案を基に試案の作成を進めてください。

続いて「議題（３）「医療介護総合確保促進法に基づく令和２年度県計画の策定及び平成26年度から令和元年度県計画の事後評価に対する意見聴取に関する協議」について、事務局から説明してください。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長）

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について、説明させていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

資料の３－１をお願いします。医療介護総合確保促進法に基づく県計画について、でございます。１．制度の概要ですが、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、2014年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度、地域医療介護総合確保基金が、国において創設され、本県では2014年12月に基金を設置しました。

県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施しておりますが、毎年、当該年度の県計画の決定と、前年度事業の事後評価について、医療体制部会から意見をいただくこととしておりますことから、今年度の計画と昨年度の事業実施状況について、お諮りするものでございます。

資料の１ページ目は、過年度からの計画の概要を整理してあります。資料をおめくりいただきまして、３－２ページをお願いします。（７）令和２年度県計画（案）の概要でございます。計画額は、医療分でございますが、３８億１０６万５千円でございます。昨年度の計画額と比較しまして、９９・９％となっております。

各事業の詳細は、後ほどご説明させていただきますが、柱建てごとの計画額は、アの地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業として、１９億２，９００万１千円、イの居宅等における医療の提供に関する事業は、過去に積み立てた基金の残額を活用して事業を実施してまいりますので、令和２年度計画額としては、０円でございますが、今年度の事業費としては、４，２５０万８千円でございます。

ウの医療従事者の確保に関する事業は、１８億７，２０６万４千円でございます。ウの事業のうち、下から２つめでございます、地域医療勤務環境改善体制整備事業、２億９，６５１万８千円でございます。下のアスタリスクのところにあるとおり、国は、４つ目の新しい柱として、今年度から、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業を創設しました。事業概要につきましては、いわゆる医師の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象に、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT機器整備費等に対して助成するものでございます。令

和2年度は、国の整理上、「ウ 医療従事者の確保に関する事業」の中で事業を実施することとしております。

次に、資料3-2をお願いします。令和2年度計画事業一覧でございます。今年度の計画額、38億106万5千円の内、主な事業について、ご説明いたします。まず、事業区分1、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業でございます。表の左側の事業ナンバー1番の事業、回復期病床整備事業でございます。医療機関が、回復期病床を新設・転換するために必要となる施設・設備整備に助成するもので、3,801床分を今年度計画分として基金に積み立てるものです。その下、2番の病床規模適正化事業でございます。医療機関が、病床の適正化に伴い不要となる病棟、病室等を、他の用途へ変更するために必要な改修及び設備に助成するもので、152床分を基金に積み立てるものです。

資料を1枚おめくりいただきまして、3-4ページをお願いします。表の中ほど、事業番号20番、地域医療確保修学資金貸付金でございます。将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行うもので、今年度は183名に対して貸与を予定しております。

資料を1枚おめくりいただきまして、3-5ページをお願いします。表の一番下のところ、事業番号33番、地域医療勤務環境改善体制整備事業でございます。さきほども、ご説明したとおり、今年度から、新たな4本目の柱として、医師の働き方改革を進めていくため、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業が創設されたことを受けて、新規事業として計画に位置付けるものでございます。

事業内容は、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象に、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT機器整備費等に対して助成するもので、今年度は37病院を予定しております。

最後に、資料3-3をお願いします。令和元年度実施事業一覧、事後評価総括表でございます。前年度実施事業の事後評価について、お諮りするものでございます。資料は、基金を積立てた年度ごとに、整理してございます。昨年度の事業は、平成26年度計画分から、令和元年度計画分までの基金を活用して実施しております。

資料を1枚おめくりいただきまして、3-7ページをお願いします。下から二つ目、平成30年度計画分の回復期病床整備事業でございます。事業の評価、アウトプット指標に対する達成値に記載のとおり、2,369床の整備を行うことを指標としておりますが、令和元年度の整備は、145床でございました。

資料を1枚おめくりいただきまして、3-8ページをお願いします。令和元年度計画分でございます。表の一番上のところ、病床規模適正化事業でございます。転換する病床数を54床としておりますが、令和元年度の整備は、12床でございませ

た。表の下から3つ目、地域医療確保修学資金貸付金でございます。県で配置調整が可能な医師を32名とする指標を策定しておりますが、令和元年度は、31名の実績でございました。

資料を1枚おめくりいただきまして、3－9ページをお願いします。表の一番上のところ、ナースセンター事業でございます。ナースセンターを利用して1,400人就職することを指標としておりますが、センターを利用して就職した方は、1,375人でした。表の下から4つ目、へき地医療確保看護就学資金貸付金でございます。へき地医療確保看護修学資金を7名に貸与することを指標としておりましたが、貸与実績は3名でした。

以上、簡単ではございますが、医療介護総合確保促進法に基づく県計画などについて御説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(柵木部会長)

医療介護総合確保基金の使途についてということで令和2年度の計画と今までの事業の達成度について事務局から御説明いただきましたが、何か御意見等ございますでしょうか。

(伊藤委員)

資料3－7ページで回復期病床整備事業について御説明頂きましたが、2,369床の整備を行うことを指標としており、145床の整備を行ったということで、回復期病床はいずれも不足していると理解していますが、それぞれの構想区域でどういう形で整備をし、どういう形で補助をしたかが分かる資料はございますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

回復期病床自体は全県的に各構想区域で不足しているという状況ですが、その中で、地域医療構想策定時に13,326床の不足という数字が出てございまして、そこから考えますと整備状況は追いついていない状態であります。この補助金を使って整備をしたのは835床ありますが、構想区域毎に整理したものは本日御用意できておりません。

(伊藤委員)

細かいものは必要ないと思いますが、どの構想区域にどれぐらいの補助をしているか、どれぐらいの病床数が不足しているかあるいは整備されたか分かるような資料は現在のところないということでよろしいでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

整理することは可能ですので、また後ほど委員に何らかの形でお示ししたいと思います。

います。

(柵木部会長)

会議で資料として配付する必要はないかもしれませんが、委員には資料を後日渡していただくようお願いしたいと思います。他に何かございますでしょうか。

(三浦委員)

3-9のところの病院内保育所運営助成事業ですが、病院内保育所利用児童数1,541人の指標に対し、1,329人が利用したということですが、実質は病院内保育でこの事業の中で入れない人がけっこういる現状がある中で、1,329人の他に困っている数字や入れない数字が実際あると思うので、このあたりの困っている数字を出していただければと思うのですがいかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

医務課担当課長の高口と申します。困っている数字というのは、こちらでは持っていないのですが、基本的には院内保育所で実際に病院毎に預けたいという申し出があった方については預け入れができていない状況と思っています。

(三浦委員)

実際には申請できて入れない人達が結構いる。この数字の取り方がどのような数字なのか、本当にこの支援事業の中で、私達が実際に困っていることが何回もあったので、この数字を見て、100%足りているとは思えなかったのでお聞きしました。

(柵木部会長)

おそらく、これは現実には使っていた数字をそのまま書いたということで、どれぐらい需要があったかということについては、ここには明記されておりませんが、どれぐらいの希望者がいたか県として数字を掴んでいないですね。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

基本的には希望者があった場合は、その施設にお入りいただいているかと思えます。院内保育を開設するところにも支援していますし、お子さんも増えていると思いますが、確かに御家庭の事情もありますので個々には本当は預けたいけれども何かの事情で預けられないということはあるかもしれません。

ただ愛知県の場合は24時間保育ですとか加算もつけておりますので病院内保育に対しての支援というのは取り組んでいるところではございます。

(柵木部会長)

他に何かございますか。よろしいですか。

前からこの確保基金については、区分間で費用を移動してほしいと何回も日本医

師会を通じて厚生労働省にも申し込んでおりますけれども、厚労大臣はその辺検討すると言っていますが、全然今まで区分間はダメだと、どうも財務省がかなりかたくなでダメだと言っていると聞いておりますけれども、県もそのように伝わってきておりますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

知事会を通じて、また県独自で要望もしておりますが、現時点で厚労省からの回答はありません。

(柵木部会長)

基金としてどんどん溜まっていった未執行の費用は今後どうなっていくのですか。特に区分Ⅰはかなり未執行が多いと。毎年巨額な予算が積み立てられているような感じがしますがどうですか。将来的に県の会計上はどうなるのか。議会で承認されて、一応この目的で使うとなっているが未執行だった場合に、その予算は今後どのようになっていくのか教えてほしい。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

Ⅰ区分で申し上げれば、愛知県のみならず全都道府県で未執行が溜まっているところであります。Ⅰ区分は地域医療構想で一応2025年が目処になっております。このままであれば2025年を迎えて、残ったお金は通常の基金であれば事業計画が終われば国へお返しするという形になります。

(柵木部会長)

今までの他のことはあまり存じ上げないですが、他の基金があるのかどうかもよく分かりませんが、新型コロナについても同じように基金を積み上げるのか。基金という方法ですね。財務上の方法でこういうのが積み上がって計画が終わったときには国へお返しするというお答えだったのですが、こういう例というのは他のいわゆる基金と称する予算の中でも多々あるということなののでしょうか。それともこれが初めての例で今までそのような経験はないのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

医療で言えば地域医療再生基金というのが前回ございまして、これについては大変執行率も高かったが、若干の残額が出ておりましたので、精算をして国にお返ししております。

(柵木部会長)

医療以外の分野でも基金という制度や方法はあるのですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

子育てであるとか高齢者の介護、それから障害者などで基金を活用して複数年度に渡って県として事業を作って実施しているという事例はあります。

(柵木部会長)

それで国に未執行でお返ししたというケースも多々あるのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

すみません、実際に所管していた基金がそれほどないのですが、基本的にはもし予算があればお返ししているかと思います。

(柵木部会長)

返すという制度であれば他に流用しようがないということですかね。それとも県で独自に流用して良いという、それはないですかね。やはり区分間流用というのは認めるように、せっかく地域医療の確保をするために積んだ基金ですので、それを今度4つの目的に区分を分けるということになりますと、ますます使い勝手が悪くなるということです。これは私どももいろんなところを通じて申し上げたいと思いますけれども、県のほうも県のルートでしっかりと話をしてほしい。

財務省が未執行で返ってくるのを待っているかなという気がしないこともないですが。丸山委員はその辺の財政的なことはご存じですか。

(丸山委員)

特に存じ上げてないですけど、国に限らず県でも基金というのは財政調整基金というよく知られたコロナが使っているやつがありますけれども、これは国の財源が入っていないので、好きに使えるというのはありますが。国の施策に基づいた目的基金ですので、この目的のためにこれだけの国費が出ると言われた以上、返すことにならざるを得ない気がします。ただ、期限があってまだ需要があるにも関わらず、期限切れで返すというのだけはつまらない話なので、それは期限の延長とかいろんな方策は国のほうに要求していく道はいっぱいあると思います。

(柵木部会長)

ありがとうございました。他にこの基金について何か御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは議題については了承ということにさせていただきたいと思います。

●報告事項

(柵木部会長)

以上で議題は終了いたしましたので、報告事項に移りたいと思います。レジュメ

にしたがって御報告いただきたいと思います。まず、1番と2番の説明をよろしくお願ひします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 上田担当課長)

私から愛知県地域保健医療計画別表の更新、それから地域医療構想の推進に向けた公立・公的病院の再検証について、御報告を申し上げます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料4をお願いいたします。愛知県地域保健医療計画別表の更新でございます。今回の更新内容について、少し御報告を申し上げます。めくっていただいて1ページでございます。1「がん」の体系図に記載されている医療機関名でございます。下にごん診療連携拠点病院として、名古屋・尾張中部医療圏のあみかけになっているところがございます。大同病院が追加されております。

それから少し資料をとばしていただきまして、10ページでございます。こちらの「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名でございます。真ん中あたり「病院群輪番制参加病院」でございます。10ページの上のところでございますが、名古屋・尾張中部医療圏に名古屋大学附属病院が追加されております。

それから1枚はねて、13ページの中ほどでございます。西三河南部東医療圏、こちらの病院群にいます藤田医科大学岡崎医療センターが追加されております。

続いて24ページをお願いいたします。地域医療支援病院として承認された医療機関名でございます。中ほどのところ尾張東部医療圏に旭労災病院が地域医療支援病院として承認されております。別表の更新については、以上でございます。

引き続き、資料5をお願いいたします。資料5地域医療構想の推進に向けた公立・公的病院の役割の再検証についてでございます。資料の左の方、1これまでの経緯でございます。令和2年1月17日付けで厚生労働省医政局長より、急性期の病床を有する公立・公的医療機関のうちから再編・統合について、再検証の要請対象となる医療機関を選定し、再検証の要請通知を发出、でございます。元々はもう少し前の令和元年9月に国の会議で再編統合の再検証の要請対象となる全国424病院が公表されまして、その後正式に令和2年1月に国から都道府県知事宛に正式な再検証の要請通知が出たところがございます。下のハコのところがございますとおり、経済財政運営と改革の基本方針2019の記載によれば、医療機関の再編・統合を行う場合は遅くとも2020年秋頃、それ以外の場合は2019年度中に再検討をしてくださいというような期限が設けられていたわけでございます。

その次の2つ目の丸でございますが、令和2年3月4日付けで厚生労働省から再検証の期限についての通知が出てございます。下のハコでございますが、2019年度中とされた見直しの期限に関しては、新型コロナウイルス感染症対策も鑑みて、厚生労働省のほうで改めて整理をし、通知するとなっております。その下の丸でございます。令和2年7月17日付けで、骨太の方針2020が閣議決定されておまして、感染症への対応の視点も含めて、可能な限り早期に工程の具体化を図る、ということにな

っております。

最後の丸のところでございます。令和2年8月31日付けで厚生労働省医政局長より、再検証等の期限について通知を发出とございます。四角の中でございますが、具体的対応方針の再検証等の期限については、再検証等の期限を含め地域医療構想に関する取組の進め方について、骨太の方針や社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ厚生労働省において改めて整理してお示しするとされておりますが、結局のところ、再編統合の再検証の議論の具体的な時期については、現時点では国から示されていないところでございます。

そうした状況の中、愛知県の状況が右側に整理してございます。2、再検証要請対象医療機関一覧と協議状況でございます。424病院の内愛知県の公立・公的病院の9病院が要請対象とされております。各地域の地域医療構想推進委員会で御議論いただきまして、上の1から8までの8つの病院につきましては、協議状況の欄に書いてあるとおりの内容で各地域の医療関係者の御承認を得たということでございます。具体的には回復期病床への転換であるとか病床のダウンサイジングなどになります。いわゆる病院を廃止したり、病院を統合して1つにしたりするような動きは県内にはございません。最後、9番目の碧南市民病院でございますが、こちらは現在も協議中ということでございます。5つの病院で連携協定を締結してございまして、また、今後64床のダウンサイジングを予定しており、これを今年度中に地域の地域医療構想推進委員会で協議が予定されているところでございます。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

(柵木部会長)

地域医療構想の国から再検証についてはこのような結果になりましたという報告でありますけれども、何か御疑問の点等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項1番と2番について、御質問等ないようでございますので、続いて報告事項の3番、尾三会の運営状況について報告をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

医務課担当課長の高口でございます。報告事項(3)「地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について」ご説明いたします。恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。資料6を御覧ください。

資料1 ページ目左側は、地域医療連携推進法人の制度概要になります。尾三会につきましては、業務区域が複数の地域医療構想区域に渡ることから、認可にあたりまして、資料の右側にあります付帯決議の一番下になりますが、2で「法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。」との決議がなされておりますので、その状況報告をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、資料の2 ページ目、医療連携推進方針をご覧ください。参加施設は、前年度から3施設増えております。一番下の3

つになります。医療法人大朋会岡崎共立病院、医療法人メディライフ半田中央病院及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが増え33施設となっております。地域医療構想区域は変わりありません。

次にこの資料の2、3ページ目の推進方針に係る取組状況ですが資料4ページから7ページになります。4ページ目上段の囲みに、医療連携推進方針において定めている理念及び運営方針を抜粋しております。

そして、その囲みの下に「医療連携推進業務に係る取組の状況」としまして、連携推進方針の項目別に、表の一番左側の「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」、1枚おめくりいただきまして5ページ「介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項」として、それぞれ具体的な取組の内容を記載しております。さらに、それぞれの事項につきまして、活動状況等を一番右の欄、6、7ページに記載しております。

なお、具体的な取り組みにつきましてポイントを太字でお示ししております。

資料の4ページ目「取組の状況」にお手数ですがお戻りください。昨年度の新規取組みを主に報告させていただきます。二段目、グループ内施設間における医療・介護従事者等の人事交流につきまして、特に必要性の高い地域の施設に対し、医師の人事交流を4件、昨年度から新たに看護師の人事交流を8件行うなど、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図っております。三段目に看護師の人材紹介事業を今年度2020年度から開始するための準備をしております。五段目、新型コロナウイルスの院内感染が確認された施設へ、患者安全・医療の質管理マネジメントを専門とする医師の派遣を調整することにより、参加施設を支援したものです。

その他の活動状況からも、取り組み内容としましては法人の理念通り適切に実施されており、また、付帯決議の1点目のそれぞれの構想区域関係者の取組内容を十分に理解、尊重し、適切に実施されているものと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

(柵木部会長)

どうもありがとうございました。ただ今尾三会の活動状況、これについて、何か御質問等ございますでしょうか。

(三浦委員)

資料6の4のところの看護師の人材紹介の事業ということですが、これは、尾三会の推進事業の枠の中の限られた中での紹介ということになりますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

そのとおりです。

(三浦委員)

広い意味で潜在看護師を、悪い言い方をすると困ってしまわれると困っちゃうなということもあったり、広い意味でナースセンターともうちょっと動きがとれると良いと思うのですが、そのあたりのこともきっと事業を見ながら状況を見て教えていただければと思いますので、できるだけ私たちも協力できることと、そのあたりの連携がうまくいければ良いなと思っていますので、とりあえずはこの中での潜在看護師の推進事業ということですね。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

はい、ありがとうございます。

(柵木部会長)

ナースセンターと競合するようなことはないということでしょうけれども、そういう部分も全くないわけではないだろうと思います。その辺は情報交換しながらやっていただければ良いと思います。

他にはい、どうぞ岩月委員。

(岩月委員)

同じく6の4の資料ですけれども、一番下のところで、後発医薬品に関しては、フォーミュラーへの取り組みを進めることと記載あります。取り組みが進んでいるようであれば、地域の薬剤師会にも情報公開していただきたいと思います。県がもっている情報を公開していただけると、それこそ推進しやすいと思いますので、是非お願いしておきます。

(柵木部会長)

それでは、県のほうから尾三会のほうに今岩月委員がおっしゃったような情報開示をお願いしたいということではいかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 高口担当課長)

いただきました御意見について、こちらで確認させていただきたいと思います。

(柵木部会長)

審査の結果が出たら、岩月委員へ知らせるようお願いします。

他によろしいですか。

特に御意見等も他にないようでございます。それでは、今の協議事項と報告事項をまとめて最後委員の先生方で御意見等ございますでしょうか。

ないようですので、最後に事務局から何かございますでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 鵜飼課長)

本日、冒頭で議事録の署名人の御指名をいただきましたけれども、本日の会議録につきましては今日御発言いただいた皆様方に内容を確認させていただいた上で、署名人の方に御署名をいただきたいと思っておりますので、事務局のほうから依頼がありましたらよろしく願いいたします。以上でございます。

●閉会

(柵木部会長)

どうもありがとうございました。皆様には長時間御審議いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、これにて愛知県医療審議会体制部会を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。